

善通寺市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づき公表します。

平成28年11月10日

善通寺市監査委員 藤岡 博文

善通寺市監査委員 内田 等

平成28年度財政援助団体（善通寺市環境推進連合会）監査の結果について（前期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体（善通寺市環境推進連合会）監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づき次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査内容

平成27年度補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況が、法令等の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて監査した。

2 監査の対象団体等

(1) 団体名 善通寺市環境推進連合会

(2) 所管課 市民生活部環境課

第1 監査の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、本市が補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかについて監査を実施するものである。

第2 監査の方法

市環境推進連合会への平成27年度及び平成28年4月1日から8月31日の補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、証拠書類、会計経理は適正に行われているか、事業は交付目的に沿って行われているか等に主眼を置き、関係者から事情聴取を行うことにより実施した。

第3 監査の実施日

平成28年10月17日

第4 監査対象団体への補助金・交付金と決算概要

(1) 補助金・交付金

① 環境推進連合会補助金 (単位：円)

団体名	補助金
市環境推進連合会	2,870,200

② 環境・コミュニティ事業推進交付金 (単位：円)

団体名	交付金
市環境推進連合会	1,104,285

(2) 決算概要

一般会計（市環境推進連合会）

収入

(単位：円)

	決算額	備考
前年度繰越金	133,146	
市補助金	2,870,200	
雑収入	138	利息等
合計	3,003,484	

支出

(単位：円)

	決算額	備考
会議費	7,224	
総会費	123,323	
研修会費	549,106	
河川清掃活動費	443,109	
地区連合会活動費	479,624	
育成補助金	1,237,658	
雑費	15,560	
合計	2,855,604	

収入と支出の差額147,880円は、次年度へ繰り越す。

資源リサイクル特別会計

収入

(単位：円)

	決算額	備考
前年度繰越金	133,950	
市交付金	1,104,285	
雑入	9,580	利息等
合計	1,247,815	

支出

(単位：円)

	決算額	備考
防鳥交付金	10,000	カラス避けネット
地区周知助成金	121,812	
研修会費	395,810	地区会長県外研修
損害保険料	139,930	資源ごみ等集積当番
巡回報酬	160,000	
小学校・幼稚園交付金	253,200	
賠償保険免責金	1,000	
合計	1,081,752	

収入と支出の差額 166,063 円は、次年度へ繰り越す。

第5 監査の結果

個別指摘事項

(市環境推進連合会)

補助金の支出科目について

一般会計収支決算報告書の「支出の部」の科目において、市からの補助金を交付金としている。次年度からは、訂正し記載されたい。